

「確定拠出年金の移換お手続きのお願い(LPBE0031)」

ポイント 中途退職により加入者資格を喪失した方の手続きが「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」送付後もされない場合、手続きを再督促するはがきを喪失月の4ヶ月後の第1営業日に作成され、送付されます。

確定拠出年金の移換お手続きのお願い 作成日 2018年 9月 5日
作成基準日 2021年 1月 4日

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。
さて、あなた様は企業型確定拠出年金(以下、「企業型年金」といいます。)の加入者資格を既に喪失されておりますので、下記のとおりご案内いたします。

1	加入者番号※ 000010	2	プラン名 企業型プラン10
	企業コード 2000020		企業名※ 企業17
	加入者番号 000063897		原簿S370 企業型 01
	通算拠出期間 1年 5月		加入者資格喪失年月日 2020/09/01
	記録関連運営管理機関登録番号※ 0000074		記録関連運営管理機関名※ 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
	実施事業所登録番号※ 0000306		基礎年金番号※ 5470100101

上記※印の項目は、他の確定拠出年金への移換、または脱退一時金を請求する際に提出する書類の記入項目ですので、ご活用ください。
本ご案内は、2021年 1月 4日 時点でお手続きがお済みでない方にお送りしております。
本状と行き違いでお手続きいただいております場合は、なにとぞご容赦くださいますようお願い申し上げます。

加入者資格喪失日の翌月から6ヶ月が経過いたしますと、確定拠出年金法に基づき、あなた様の資産は他に移換先となる確定拠出年金制度がある場合はその確定拠出年金制度へ移換されますが、他に移換先となる確定拠出年金制度がない場合は、国民年金基金連合会へ移換されます。お早めに以下のいずれかの手続きをお取りくださいますようお願い申し上げます。
詳細は「企業型年金」にご加入されていたときの勤務先または下記コールセンターへご照会ください。また、お手続きの流れの詳細はWebサイトでもご覧になれます。

以下のいずれかをご選択のうえ、お手続きください。

お手続きの方法

- (1) 個人型確定拠出年金への移換を行う。(個人型確定拠出年金を取り扱う受付金融機関にお申し出のうえ、加入者として掛金を拠出しながら、移換金の運用を行う。または運用指図者として移換金の運用を行うのいずれかとなります。)
- (2) 企業型年金への移換を行う。(新たな勤務先に企業型年金がある場合に、その企業にお申し出いただくことができます。)
- (3) 脱退一時金の請求を行う。(脱退一時金の請求には一定の要件を満たしていることが必要です。)
- (4) 確定給付企業年金への移換を行う。(新たな勤務先で確定給付企業年金があり、確定給付企業年金規約にて、確定拠出年金の資産管理機関から移換を受けることができる旨定められていることが必要です。)

留意

- (1) 他の制度に資産が移る際、または脱退一時金を受給する際、企業型年金規約により事業主返還金が発生することがあります。
- (2) ご加入された月と同じ月に加入者資格を喪失された場合においても、移換実績のある方は上記お手続きが必要です。

《Web サイト》 <https://www.nrkn.co.jp/rk/help/faq/kanyusikakusousitu.html>
日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社のホームページから、「各種お手続きについて」⇒「企業を退職された方」にアクセスいただくこともご覧になれます。

コールセンター： 専業N社コールセンター
028-307-5038

- 1 通算拠出期間**

過去に加入していた移換されているプラン分も含めた通算拠出期間です。
(制度移換等により通算された加入者等期間を含みます)
脱退一時金請求の際の参考情報です。
- 2 加入者資格喪失年月日**

記録関連運営管理機関登録番号

記録関連運営管理機関名

実施事業所登録番号

基礎年金番号

移換手続きの際必要な項目です。